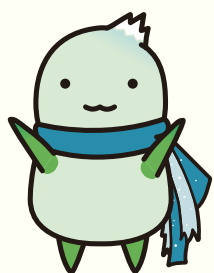


養父市では 「犯罪被害者等支援条例」に基づき 犯罪被害に遭われた方の 支援に取り組んでいます。



養父市では、犯罪被害に遭われた方や
そのご家族・ご遺族が、元の平穏な生活を
取り戻せるよう、警察署や支援団体、関係
機関と連携し、総合的な支援を行うため、
平成28年10月1日「養父市犯罪被害者等
支援条例」を施行しました。



養父市犯罪被害者等支援条例【概要】

【支援対象者】

警察に届け出ている犯罪行為により害を被った者及びその家族又は遺族。(国外犯罪被害を含む)

- 支援金の支給…犯罪被害に遭った時に養父市住民基本台帳に記録されている者
- 支援金支給(遺族・重傷病支援金)以外の支援…上記の者及び犯罪被害に遭ってから養父市に転入してきた者(転入後、養父市の住民基本台帳に記録されている者)

相談窓口の設置

犯罪被害者が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。

支援金の支給

犯罪被害を受けたことによる経済的な負担の軽減を図るため、支援金を支給します。

名 称	遺族支援金	重傷病支援金
金 額	30万円	10万円
要 件	死 亡	全治1ヵ月以上の重傷病
対 象	被害者遺族	被害者本人

※但し、重傷病支援金を受け取った者が当該犯罪被害に起因して死亡した場合の遺族支援金は20万円



裏面もご覧ください

日常生活の支援

- 家事援助…ヘルパー等の派遣費用助成(上限)2,500円/時間(25時間以内)
- 一時保育…一時保育費用助成(上限)3,000円/日(5日以内)

※いずれも犯罪被害を受けてから6ヵ月以内

居住の安定支援

犯罪被害を受けたことにより現在の住まいに引き続き住むことが困難になった場合

- 転居費用助成…(上限)10万円(1回限り)
- 転居後の家賃助成…家賃月額 $\frac{1}{2}$ (上限)2万円、6ヵ月分まで

※いずれも犯罪被害を受けてから6ヵ月までの転居

広報及び啓発

犯罪被害者等に対する支援の大切さについて市民等の理解を深めるよう広報啓発を行います。

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。(http://www.city.yabu.hyogo.jp/)



11月25日～12月1日は「犯罪被害者週間」です。

「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日までの一週間が「犯罪被害者週間」として定められました。犯罪被害者等が置かれている状況等について、理解を深めることを目的に全国で啓発事業が行われています。



主な相談窓口

■養父市市民生活部市民課(市役所本庁1階)

総合窓口 月～金(祝日年末年始除く)
8:30～17:15

☎079-662-3163

犯罪被害者やそのご家族の支援に関する相談・各種支援制度や関係機関等の紹介

■兵庫県警察被害者支援室(サポートセンター)

電話相談 月～金(祝日年末年始除く)
9:00～17:45

☎0120-338-274

犯罪被害給付制度や各種支援制度の相談・こころの悩み相談、カウンセリング

■公益社団法人 ひょうご被害者支援センター

電話相談 火・水・金・土(祝日除く)
10:00～16:00

☎078-367-7833

面接相談 弁護士による法律相談、臨床心理士による心理相談、犯罪被害者相談員による面接相談(いずれも要予約)

裁判所や病院などへの付き添い・裁判傍聴などの支援



養父市

〒667-8651 養父市八鹿町八鹿 1675 番地
TEL.079-662-3163 FAX.079-662-8282

市民生活部市民課
E-mail: shimin@city.yabu.lg.jp

